

岩手県 盛岡市

令和6年度 介護報酬改定のポイント

事業者向け説明会

1 | 介護報酬改定全体のポイントについて

令和6年度介護報酬改定の概要

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

4 制度の安定性・持続可能性の確保

5 その他

令和6年度介護報酬改定の概要

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

令和6年度介護報酬改定の概要

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、介護保険施設において、相談対応・診療を常時行う体制、入院を原則受け入れる体制を確保している医療機関を協力医療機関と定めることを義務づける。(3年間の経過措置)
- 高齢者施設等で感染者が発生した場合に備え、感染症法の協定締結医療機関等と連携体制を構築するとともに年に1回以上研修に参加して助言・指導を受けること(10単位/月)、3年に1回以上実地指導を受けること(5単位/月)を評価する加算を設ける。
- 感染症や災害の業務継続計画(BCP)が未策定の事業所や、高齢者への虐待の発生又は再発防止のための措置が講じられていない事業所について、基本報酬を1%減算(施設・居住系のBCP減算については3%)する。(BCPは1年間の経過措置)
- 看取りへの対応を強化するため、看取り・ターミナルケア関係の加算の新設や評価の拡充等を行う。
- 認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するため、認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を配置(150単位/月)、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置(120単位/月)するとともに、個別にBPSDの評価を計画的に行い、複数人の介護職員によるBPSDの予防等に資するチームケアを推進すること等を評価する加算を設ける。
- 居宅介護支援について、ヤングケアラー等の多様な課題への対応促進のため特定事業所加算の要件を見直すとともに、評価を充実する。
- 一部の福祉用具について、貸与と販売の選択制を導入し、利用者への十分の説明や必要な情報提供を行うものとする。

令和6年度介護報酬改定の概要

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

<業務継続計画（BCP）の作成に係る留意事項>

- 令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組が3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けられた。また、令和6年度介護報酬改定においては、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設された。減算の算定条件等は以下のとおり。
 - 経過措置が適用される場合を除き令和6年4月1日から減算の適用。
 - 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売については、減算の対象としない。
 - 通所系、短期入所系、多機能系、居住系、施設系については、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
 - 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 併せて、令和3年度介護報酬改定では「周知、研修、訓練、計画の見直し」も義務付けられているので、対応が必要。
- 厚生労働省が例年実施している「社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況、非常用自家発電設備及び水害対策強化の整備状況に関するフォローアップ調査」において、業務継続計画の策定等についても、調査対象とすることが検討されている。

令和6年度介護報酬改定の概要

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

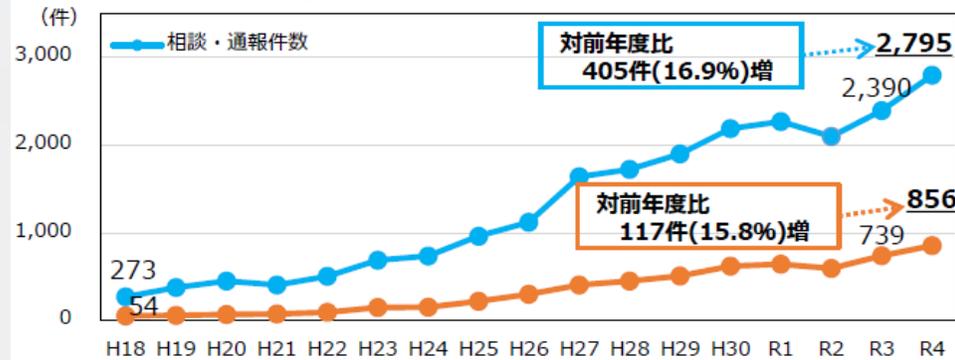
<高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る留意事項>

- 令和6年度介護報酬改定において、全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）を対象に、高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、基本報酬を減算することとされた。
- さらに、短期入所系サービス及び多機能系サービスを対象に、身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ（1年間の経過措置あり）、これらの措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

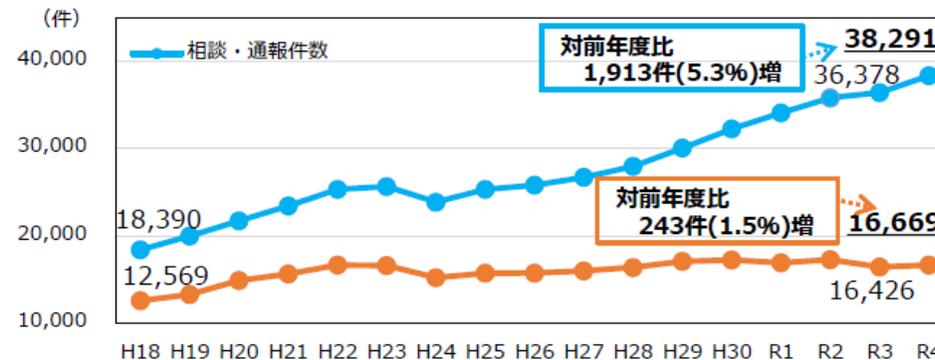
高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和4年度）

- 国においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を、平成19年度より毎年度実施している。
- 直近の令和4年度調査結果によると、
 - ・「**養介護施設従事者等（※1）による虐待**」は、**相談・通報件数が2,795件（対前年度比405件増）、虐待判断件数が856件（同比117件増）**であり、いずれも過去最多で2年連続増加、
 - ・「**養護者（※2）による虐待**」は、**相談・通報件数が38,291件（同比1,913件増）、虐待判断件数が16,669件（同比243件増）**であり、相談・通報件数は過去最多で10年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。
- 相談・通報及び施設等の虐待判断件数の増加要因については、令和3年度の運営基準改正において委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な開催等を義務付けたこと等による取組の進展や、自治体による相談・通報窓口の周知等により、通報の必要性が定着してきていることなどが考えられる。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（27.6%）、当該施設管理者等（15.9%）、 家族・親族（15.5%）	警察（34.0%）、介護支援専門相談員（25.0%）、 家族・親族（7.5%）
虐待の種別	身体的虐待（57.6%）、心理的虐待（33.0%）、 介護等放棄（23.2%）、経済的虐待（3.9%）、性的虐待（3.5%）	身体的虐待（65.3%）、心理的虐待（39.0%）、介護等放棄（19.7%）、 経済的虐待（14.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題（56.1%） 職員のストレスや感情コントロールの問題（23.0%） 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 （22.5%）	被虐待者の認知症の症状（56.6%）、 虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.2%）、 虐待者側の理解力の不足や低下（47.9%）
虐待等による死亡事例	8件（8人）	32件（32人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（32.0%）、有料老人ホーム（25.8%） 認知症対応型共同生活介護（11.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（39.0%）、夫（22.7%）、娘（19.3%）

令和6年度介護報酬改定の概要

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
 - 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
 - LIFEを活用した質の高い介護
-
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進するため、関連する情報の共有と計画への反映を評価する加算を設ける。
 - LIFE関連加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とする観点から、データ提出頻度の見直しや入力負担の軽減を行う。また、アウトカム評価を充実し、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する。

令和6年度介護報酬改定の概要

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

令和6年度介護報酬改定の概要

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- また、取得促進の観点から処遇改善関係加算の一本化を行う。（令和6年6月施行、一本化については1年間の経過措置）
- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーの導入や継続的な業務改善、効果に関するデータ提出を評価する新たな加算（複数導入かつ業務の役割分担：**100単位/月**、1つ以上導入：**10単位/月**）を設ける。
- 生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準を特例的に柔軟化する。（要件を満たす場合には、利用者：介護職員の配置を、3：1→**3：0.9**とする。）
- 居宅介護支援における介護支援専門員1人当たりの取扱件数を引き上げるとともに、一定要件のもと、オンラインモニタリングを導入する。

令和6年度介護報酬改定の概要

4 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

令和6年度介護報酬改定の概要

4 制度の安定性・持続可能性の確保

- 訪問介護における同一建物減算について、同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービスを提供した割合が100分の90以上である場合に適正化を行う新たな区分を設ける（**12%減算**）。
- 訪問看護における理学療法士等の訪問について、サービス提供状況及び加算の算定状況に応じ**減算（▲8単位/回）**を行う。
※ なお、今回、訪問リハ事業所を更に拡充する観点から、新たに介護老人保健施設及び介護医療院を訪問リハ事業所としてみなし指定する旨の見直しを行っている。
- 居宅介護支援について、利用者が併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。（**所定単位数の95%を算定**）
- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（8㎡/人以上に限る。）について、新たに**室料負担（月額8千円相当）**を導入する。（令和7年8月施行）

多床室の室料負担

短期療養

老健

医療院

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。

現行

なし



新設

該当する施設の多床室について

室料相当額減算として▲26単位/日

新設

該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について

+260円/日

改定後

- 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。

- ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
- ・ 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

- ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

令和6年度介護報酬改定の概要

5 その他

- 「書面掲示」規制の見直し
 - 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
 - 基準費用額（居住費）の見直し
 - 地域区分
- 在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査における光熱水費の状況等を総合的に勘案し、施設系サービスの基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。（令和6年8月施行）
 - 地域区分の級地について、周辺を高い区分の地域に囲まれている場合や隣接地域との級地差が著しく大きい場合など、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例を設け、自治体の意向を確認の上、令和6年度以降の級地の見直しを行う。

基準費用額（居住費）の見直し

短期入所系

施設系

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

【基準費用額（居住費）】

	現行	改定後
多床室（特養等）	855円	915円（+60円）
多床室（老健・医療院等）	377円	437円（+60円）
従来型個室（特養等）	1,171円	1,231円（+60円）
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円	1,728円（+60円）
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円（+60円）
ユニット型個室	2,006円	2,066円（+60円）

基準費用額（居住費）の見直し

短期入所系

施設系

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み(令和6年8月～)

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減となる低所得者

令和6年8月～		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) 【 】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
		老健・医療院	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室的多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)
ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	

基準費用額（居住費）の見直し

短期入所系

施設系

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み(令和7年8月～)

令和7年8月～			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) 【 】はショートステイの場合				
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費			1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】	
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	
		老健・医療院	室料を徴収する場合	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
			室料を徴収しない場合	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室	特養等		1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
		ユニット型個室的多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
		ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

■令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。

○6月1日施行とするサービス

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション

○4月1日施行とするサービス

- ・ 上記以外のサービス

■令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の施行時期は以下のとおり。

○令和6年6月1日施行 現行3加算の一本化・加算率の引上げ

○令和6年4月1日施行 現行3加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正

■補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

○令和6年8月1日施行とする事項 基準費用額の見直し

○令和7年8月1日施行とする事項 多床室の室料負担

介護保険者等名称	部署名	課・係等名	介護給付費体制届									処遇改善計画書									お問い合わせ							
			届出方法				届出先					届出方法				届出先					問合せ方法			問合せ先				
			電子申請届出システム	電子メール	郵送	窓口	メールアドレス	郵送先	その他	電子申請届出システム	電子メール	郵送	窓口	メールアドレス	郵送先	その他	電子メール	電話	FAX	メールアドレス	電話	FAX	その他					
保 険 者	盛岡市	保健福祉部	介護保険課 事業所指定係	可	可	可	可	kaigo@city.morioka.iwate.jp	盛岡市内丸12-2			可	可	不可	不可	kaigo@city.morioka.iwate.jp	盛岡市内丸12-2			可	可	不可	kaigo@city.morioka.iwate.jp	019-626-7562			内容の質問についてはHPの問合せフォームからお願いいたします。（広報ID:1043590）	
	大船渡市	保健福祉部	長寿社会課介護保険係	可	可	可	可	ofu_cho-sha@city.ofunato.iwate.jp	大船渡市盛町字下館下14-1			可	可	可	可	ofu_cho-sha@city.ofunato.iwate.jp	大船渡市盛町字下館下14-1			可	可	可	ofu_cho-sha@city.ofunato.iwate.jp	0192-26-2943	0192-27-1589			
	花巻市	健康福祉部	地域福祉課福祉企画係	不可	可	可	可	hanakansa@city.hanamaki.iwate.jp	花巻市花城町9-30			不可	可	可	可	hanakansa@city.hanamaki.iwate.jp	花巻市花城町9-30			可	可	可	hanakansa@city.hanamaki.iwate.jp	0198-41-3572	0198-41-2761			
	北上市	福祉部	長寿介護課介護給付係	不可	可	可	可	choju@city.kitakami.iwate.jp	北上市芳町1番1号	LoGoフォームへのアップロード (https://logoform.jp/f/s8yJs) 可能な限りLoGoフォームにより提出いただきますよう御協力をお願いします。		不可	可	可	可	choju@city.kitakami.iwate.jp	北上市芳町1番1号	LoGoフォームへのアップロード (https://logoform.jp/f/bMKZ6) ※介護給付費体制届の提出フォームと異なります。 可能な限りLoGoフォームにより提出いただきますよう御協力をお願いします。			可	可	可	choju@city.kitakami.iwate.jp	0197-72-8218	0197-64-0287		
	陸前高田市	福祉部	福祉課 介護係	可	可	可	可	kaigo@city.rikuzentakata.iwate.jp	陸前高田市高田町字下和野100			可	可	可	可	kaigo@city.rikuzentakata.iwate.jp	陸前高田市高田町字下和野100			可	可	不可	kaigo@city.rikuzentakata.iwate.jp	0192-54-2111				
	奥州市	福祉部	長寿社会課介護給付係	不可	可	可	可	chouju1@city.oshu.iwate.jp	奥州市水沢大手町一丁目1番地			不可	可	可	可	chouju1@city.oshu.iwate.jp	奥州市水沢大手町一丁目1番地	可能な限り電子メールでの提出をお願いします。			可	可	不可	chouju1@city.oshu.iwate.jp	0197-34-2197			
	滝沢市	福祉部	高齢者福祉課	不可	可	可	可	kourei@city.takizawa.iwate.jp	滝沢市中鶴飼55番地			不可	可	可	可	kourei@city.takizawa.iwate.jp	滝沢市中鶴飼55番地			可	可	可	kourei@city.takizawa.iwate.jp	019-656-6521	019-687-4318		令和6年度より組織改編のため部課名が変更になっております。	
	雫石町		福祉課介護保険係	不可	可	可	可	kaigo@town.shizukuishi.iwate.jp	雫石町千刈田5-1			不可	可	可	可	kaigo@town.shizukuishi.iwate.jp	雫石町千刈田5-1			可	可	不可	kaigo@town.shizukuishi.iwate.jp	019-692-6476				
	矢巾町	健康長寿課	長寿支援係	不可	可	可	可	choujushien@town.yahaba.iwate.jp	紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割78番地			不可	可	可	可	choujushien@town.yahaba.iwate.jp	紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割78番地			可	不可	可	choujushien@town.yahaba.iwate.jp			019-698-1214	ご質問はメールもしくはFAXでお願いします。	
	西和賀町	健康福祉課	介護保険担当	不可	可	可	可	kenkoufukushi@town.nishiwaga.lg.jp	西和賀町沢内字太田2-81-1			不可	可	可	可	kenkoufukushi@town.nishiwaga.lg.jp	西和賀町沢内字太田2-81-1			可	可	可	kenkoufukushi@town.nishiwaga.lg.jp	0197-85-3412	0197-85-2119			
	山田町		長寿福祉課・介護保険係	不可	可	可	可	SC23-1101@town.iwate-yamada.lg.jp	下閉伊郡山田町八幡町3-20			不可	可	可	可	SC23-1103@town.iwate-yamada.lg.jp	下閉伊郡山田町八幡町3-20			可	可	可	SC23-1101@town.iwate-yamada.lg.jp	0193-82-3117	0193-82-4989			
	岩泉町	健康推進課	長寿支援室	不可	可	可	可	kaigo@town.iwaizumi.iwate.jp	岩泉町岩泉字惣畑59-5			不可	可	可	可	kaigo@town.iwaizumi.iwate.jp	岩泉町岩泉字惣畑59-5			可	可	不可	kaigo@town.iwaizumi.iwate.jp	0194-22-2111				
	田野畑村		住民生活課	不可	可	可	可	seikatsu.d1@vill.tanohata.iwate.jp	田野畑村田野畑143-1			不可	可	可	可	seikatsu.d1@vill.tanohata.iwate.jp	田野畑村田野畑143-1			可	可	可	seikatsu.d1@vill.tanohata.iwate.jp	0194-34-2114	0194-34-2632			
	二戸地区広域行政事務組合	介護保険推進室		不可	可	可	可	kaigo@cassiopeia.or.jp	二戸市下斗米字細越20-1			不可	可	可	可	kaigo@cassiopeia.or.jp	二戸市下斗米字細越20-1			可	可	可	kaigo@cassiopeia.or.jp	0195-23-7772	0195-23-7984			
盛岡北部行政事務組合		賦課給付係	不可	可	可	可	hokubu@themis.ocn.ne.jp	八幡平市平館27-49			不可	可	可	可	hokubu@themis.ocn.ne.jp	八幡平市平館27-49			可	可	可	hokubu@themis.ocn.ne.jp	0195-74-2716	0195-74-3696				

介護保険者等 名称	部署名	課・係等名	介護給付費体制届							処遇改善計画書						お問い合わせ									
			届出方法				届出先			届出方法				届出先		問合せ方法			問合せ先						
			電子申 請届出 システ ム	電子 メール	郵送	窓口	メールアド レス	郵送先	その他	電子申 請届出 システ ム	電子 メール	郵送	窓口	メールアド レス	郵送先	その他	電子メ ール	電話	FAX	メールアド レス	電話	FAX	その他		
広 域 振 興 局	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	医療介護課	不可	可	可	可	BA0003@pref.iwate.jp	盛岡市内丸11番1号		不可	可	不可	不可	BA0003@pref.iwate.jp		数式セルに誤って上書きされて いないか確認するため、原則 メール（エクセル）での提出と します。	可	不可	不可	BA0003@pref.iwate.jp				
	県南広域振興局	保健福祉環境部	長寿社会課	不可	可	可	可	BD0003@pref.iwate.jp	奥州市水沢大手町五 丁目5番地		不可	可	可	可	BD0003@pref.iwate.jp	奥州市水沢大手町五 丁目5番地		可	可	可	BD0003@pref.iwate.jp	0197-22-2850	0197-25-4106		
	大船渡保健福祉 環境センター	保健福祉環境部	管理福祉課	不可	可	可	可	BG0002@pref.iwate.jp	大船渡市猪川町字前 田6-1		不可	可	不可	不可	BG0002@pref.iwate.jp		エクセルファイルでの提出をお 願います。	可	可	可	BG0002@pref.iwate.jp	0192-27-9913	0192-27-4197		
	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	企画管理課	不可	可	可	可	BI0002@pref.iwate.jp	釜石市新町6-50		不可	可	不可	不可	BI0002@pref.iwate.jp	釜石市新町6-50		可	可	不可	BI0002@pref.iwate.jp	0193-25-2702			
	宮古保健福祉環 境センター	保健福祉環境部	管理課	不可	可	可	可	BJ0003@pref.iwate.jp	宮古市五月町1-20		不可	可	可	可	BJ0003@pref.iwate.jp	宮古市五月町1-20		可	可	可	BJ0003@pref.iwate.jp	0193-64-2213	0193-63-5602		
	県北広域振興局	保健福祉環境部	企画管理課	不可	可	可	可	BK0002@pref.iwate.jp	久慈市八ほ町1-1		不可	可	可	可	BK0002@pref.iwate.jp	久慈市八ほ町1-1		不可	可	不可		0194-53-4987		内容の質問については電話で問 い合わせをお願いします。	
	二戸保健福祉環 境センター		管理課	不可	可	可	可	BL0002@pref.iwate.jp	二戸市石切所字荷渡 6-3		不可	可	可	可	BL0002@pref.iwate.jp	二戸市石切所字荷渡 6-3		可	可	可	BL0002@pref.iwate.jp	0195-23-9202	0195-23-6432		

- 【提出先】
- 居宅介護支援・地域密着型の事業所：事業所の所在地を所管する介護保険者
 - 上記以外（広域型）の事業所：事業所の所在地を所管する広域振興局・保健福祉環境センター
 - 上記に関わらず、盛岡市に所在する事業所：盛岡市

提出書類	提出期限	
処遇改善計画書	現行3加算	令和6年4月15日
	新加算	令和6年4月15日 (令和6年6月15日まで計画の変更を受け付けます。)
介護給付費算定 に係る体制届	現行3加算	令和6年4月15日
	新加算	居宅サービス 令和6年5月15日 施設サービス 令和6年6月1日 (現行3加算の提出に併せ、4月15日に届け出ることもできます。)

令和6年度介護報酬改定の概要

全サービス共通事項

- 経営情報の見える化について
- 管理者の責務及び兼務範囲の明確化
- 「書面掲示」規制の見直し
- 人員配置基準における両立支援への配慮
- いわゆるローカルルールについて

経営情報の見える化について

全サービス

1 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する事項

(制度趣旨)

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。
- このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。(施行日：令和6年4月1日)

(報告対象)

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象である。ただし、事業所・施設の全てが、①過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の事業者、又は、②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者に当てはまる場合、報告対象から除外する。

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

経営情報の見える化について

1 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する事項

(報告内容)

- 介護サービス事業者に報告を求める具体的な項目 (**必須**) については、次の4点である。
 - 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
 - 2) 事業所・施設の**収益及び費用の内容**
 - 3) 事業所・施設の**職員の職種別人員数その他の人員に関する事項**
 - 4) その他必要な事項
- 任意項目として「**職種別の給与(給料・賞与)及びその人数**」を求める。

(介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法)

● 報告期限：毎会計年度終了後3月以内

※介護サービス事業者経営情報の報告について、改正法施行後の初年度(令和6年度)に限り、**報告期限を令和6年度末まで**とする。

● 報告手段：損益計算書を出力したcsvファイルをシステムでアップロード 又は 入力フォームでの入力を予定。

※厚生労働省においてシステム構築に一定の準備期間を要するため、**システムの試行開始は令和6年秋頃**を目途、試行を踏まえた**開始時期は令和6年冬頃**を見込んでいるところ。具体的な稼働時期等については、別途お示し予定。

経営情報の見える化について

全サービス

2 介護サービス情報公表制度に関する事項

(制度趣旨)

- 介護サービス情報公表制度については、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために、利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することとされた。

(報告内容)

- 現在の公表情報（基本情報・運営情報）に加え、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）を公表する。併せて、任意項目として「1人当たり賃金」についても公表情報に追加する。

(報告方法・公表方法)

- 介護サービス事業者等の財務諸表のPDFファイルのアップロードを予定。
※ 原則、介護サービス事業所又は施設単位。ただし、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者は、拠点単位や法人単位での公表が可能。

経営情報の見える化について

参考

○ 介護サービス情報公表制度とは？

- ・ 介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。
- ・ 各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

○ 公表までの流れ

- ・ 県が毎年度、報告・調査及び公表の時期や対象となる事業所等について、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定・周知しますので、その計画に基づき、報告や調査の受審に対応いただきます。

(1) 報告

事業所等は、提供するサービスの内容や事業所の運営状況等を「介護サービス情報公表システム」に入力し、報告します。報告は、県が指定する「指定情報公表センター」が受け付けます。

≪指定情報公表センター：公益財団法人いきいき岩手支援財団≫

(2) 調査

報告内容の確認のため、事業所等は調査を受けます。調査を受けるのは、事業所を開設した時と、その後、概ね6年に1回です。調査は、県が指定する「指定調査機関」が行います。

≪指定調査機関：特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会≫

(3) 公表

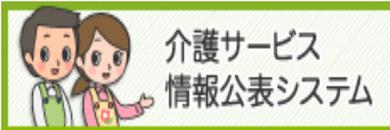
調査結果を踏まえて、指定情報公表センターが報告内容を確認し、公表します。

経営情報の見える化について

参考

○ 手数料

- 報告（公表）に伴う手数料（公表手数料）
7,200円（支払先：指定情報公表センター）
- 調査受審に伴う手数料（調査手数料）
26,000円（支払先：指定調査機関）



○ 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>

○ 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

全サービス

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

「書面掲示」規制の見直し

全サービス

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

（※令和7年度から義務付け）

人員配置基準における両立支援への配慮

全サービス

○ 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ 新設
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ 新設

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

いわゆるローカルルールについて

全サービス

○ 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。